様式第五(第四十四条関係)

(表　　面)

3　(省略)

4　地方自治法第二百五十五条の三の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。

国　民　健　康　保　険　検　査　証

(法第百十三条関係)

写

真

官職又は職名

氏　　名

(　　年　　月　　日生)

（裏　面）

第　　号

平成　年　月　日交付

保　険　者

印

国民健康保険法(抄)

（文書の提出等）

第百十三条　保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第百二十七条　市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2　市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。